東大阪市食べきり協力店登録制度 実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、食べ残し等により発生する食品ロスの削減に積極的に取り組む市内飲食店、宿 泊施設及び食品小売店を「食べきり協力店」(以下、「協力店」という。)として登録し、広く市民 に紹介することで、食品ロス削減の推進に向けた意識啓発を図ることを目的とする。

(登録条件)

- 第2条 次の各号の要件をすべて満たすものとする。
 - (1) 次の表において、業種区分に応じて定めた各取り組み項目のうち、1項目以上を実施すること。

業種	取り組み項目	主な内容
飲食店、	小盛りメニュー等の導入	・小盛りメニューの設定
宿泊施設	小盛りメーユー寺の寺八	・ごはんの量の調節など要望に沿った量での提供
		・要望があった場合に、衛生上の注意事項を説明し
		たうえで持ち帰りが可能
	持ち帰り希望者への対応	・持ち帰り可能な旨の店内案内
		・持ち帰り用容器(ドギーバッグ)等の提供
	食べ残しを減らすための呼びか	・注文受付時に適量注文の呼びかけ
		・宴会等での食べきりの呼びかけ
	け	・協力店である旨の呼びかけ
食品小売店	販売方法の工夫	・量り売り及びばら売り
		・賞味期限または消費期限が近づいている商品の値
		引き販売
		・季節商品(恵方巻、クリスマスケーキ等)の予約
		販売制
	食材の発注、惣菜等の製造・調 理段階での取り組み	・過剰除去等の調理くずの削減
		・ICT や AI 等を活用した需要予測システムによる
		発注・製造量の調整
共通項目	啓発活動への協力	・掲示物等により、食品ロス削減に向けた啓発活動
	合元1百割、27 励力	の実施
上記以外の負	食品ロス削減の取り組み	

- (2) 東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する密接な関係を有するものでないこと。
- (3) 食品衛生法施行令第35条に指定される営業の許可を受けていること。

(取り組み内容)

- 第3条 協力店は、次の項目に取り組むこととする。
 - (1) 第2条第1項に定めるもののうち、選択した項目を積極的に実践し、食品ロスの削減に努める。
 - (2)協力店は、市から交付されたステッカー等を掲示し、利用者に対し食べきりについて積極的に普及啓発し、周知を図る。
 - (3)協力店は、市が実施する協力店の取り組みに関する調査に協力すること。

(持ち帰りへの対応)

- **第4条** 第2条第1号に定める持ち帰りへの対応を実施する協力店は、次の各号に従い、実施すること。
 - (1) 持ち帰りの提供は、持ち帰り希望者からの申し出があった場合に行うこと。
 - (2) 持ち帰りの提供は、持ち帰り希望者に衛生上の注意事項等を十分に説明し、持ち帰った料理を 食したことにより、食中毒等の食品事故が発生した場合、持ち帰り希望者による自己責任となる 旨を、持ち帰り希望者との合意の上に行うこと。
 - (3) 協力店は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他関係法令によって定められた衛生管理を遵守すること。
 - (4) 加熱調理済みの持ち帰りに適した食品を提供し、生鮮食品(生鮮魚介・生鮮野菜・生鮮果物)などは、持ち帰り希望者からの要望があっても提供しないこと。
 - (5) その他持ち帰りの取り扱いについて、注意書きを添えるなど、食中毒等の予防をするための工夫をすること。
- 2 市は、食べ残しの持ち帰りについて、食中毒やその他体調に異変が起きた場合等の一切の責任を 負わないものとする。

(登録の申請)

第5条 登録の申請には、食べきり協力店登録申請書(様式第1号以下「申請書」という。)を市へ 提出すること。

(登録)

第6条 市は、申請書の提出があった場合、内容を確認し、登録条件を満たしていると認めたときは、協力店として登録するとともに、ステッカー等を交付する。

(消費者への情報発信)

- **第7条** 市は、協力店の取り組み内容について、市ウェブサイト等へ掲載し、市民への周知を行う。
- 2 協力店は、申請した時点で市ウェブサイト等へ店舗情報の掲載に同意したものとする。 (登録内容の変更)
- **第8条** 協力店は、登録した内容に変更が生じたときは、食べきり協力店登録内容変更届(様式第2号)を市へ提出しなければならない。

(登録の抹消)

第9条 協力店は、取り組み内容が取り組み項目に合わなくなった場合や、店舗を廃止する等の理由 で取り組みを中止する場合は、食べきり協力店登録抹消届(様式第3号)を市へ提出しなければなら ない。

(登録の取消)

第10条 市は、協力店が登録条件を満たさなくなった場合や、信用を失墜する行為を行うなど協力 店として適当でないと判断した場合は、当該登録を取り消すことができる。

(ステッカー等の返納)

第11条 協力店は、登録を抹消又は取消されたときは、ステッカー等を返納しなければならない。

附則

この制度は令和4年10月8日から施行する。

食べきり協力店登録申請書

年 月 日

東大阪市食べきり協力店登録制度実施要綱の規定に基づき、以下のとおり登録を申請します。

店舗名			
所在地	東大阪市		
電話番号			
店舗区分 (該当項目に図)	□アジア料理 □ □ファストフード	5ン □日本料理 □西洋料 □寿司 □そば・うどん □カ ド □居酒屋・バー □カフェ スストア □スーパーマーケッ	レー □焼肉・韓国料理 ・スイーツ □ホテル・旅館
確認事項(※)	□ 当店舗営業者は暴力団員等に該当せず、また密接な関係もありません。		
担当者連絡先(※)	担当者名	電話番号	
	メールアドレス		

【取り組み項目】店舗で実施されている取り組みに図をお願いします。

		
業種	取り組み項目	取り組み内容
飲食店、	 小盛りメニュー等の導入	□小盛りメニューの設定
宿泊施設	い置うシーューもの会ソ	□ごはんの量の調節など要望に沿った量での提供
		□要望があった場合に、衛生上の注意事項を説明したう
	持ち帰り希望者への対応	えで持ち帰りが可能
		□持ち帰り可能な旨の店内案内
		□持ち帰り用容器(ドギーバッグ)等の提供
	食べ残しを減らすための呼びかけ	□注文受付時に適量注文の呼びかけ
		□宴会等での食べきりの呼びかけ
		□協力店である旨の呼びかけ
食品小売		□量り売り及びばら売り
店	にませばのエナ	□賞味期限または消費期限が近づいている商品の値引き
	販売方法の工夫 	販売
		□季節商品(恵方巻、クリスマスケーキ等)の予約販売制
		□過剰除去などの調理くずの削減
	食材の発注、惣菜等の製造・	□ICT や AI 等を活用した需要予測システムによる発
	調理段階での取り組み	注・製造量の調整
共通項目	啓発活動への協力	□掲示物等により、食品ロス削減に向けた啓発活動の実施
□上記以外	- の食品ロス削減の取り組み	,
()

上記の情報 ((※)を除く) は、市ウェブサイト等へ掲載させていただきますので、ご了承ください。 (裏面もあります)

以下の項目については、記載いただければ市ウェブサイト等で情報を掲載いたします。(任意)

代表者名	
営業時間	
ランチタイム	有・無
定休日	
専用駐車場	有・無台数台
アクセス	
ウェブサイト(ホー	
ムページ) URL	
SNSアカウント名等	
店舗写真等の掲載 (市ウェブサイトで 掲載します)	希望する ・ 希望しない ※掲載は1枚のみ 希望される場合は、以下の申請先メールアドレスへお送りください。

-	 _
【お店からのPR	١.
しのはいりりだり	- 1

(申請先)

東大阪市 環境部 循環社会推進課 〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1 FAX 06-4309-3829

⊠junkanshakai@city.higashiosaka.lg.jp

食べきり協力店登録内容変更届

【変更内容】

変更のあった項目のみご記入ください。

	変更前	変更後
店舗名		
所在地		
電話番号		
担当者連絡先		
取り組み項目		
その他		

食べきり協力店登録抹消届

【登録抹消する店舗】

店舗名	
代表者名	
所在地	
【抹消理由】差し支□ 効果がなかった□ 他市へ店舗を移□ 閉店するため	
□ その他	